

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ(以下「レーティングズ・サービシズ」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービシズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービシズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュアリティ・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2014年10月

債券売出届出目論見書



ノルウェー地方金融公社

ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期
円建 為替トリガー早期円償還条項
デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成26年10月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の元利金は円貨で支払われますが、日本円・ブラジルリアル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された為替リスク、利率変動リスク、早期償還リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う(ただし、下記の記載は本債券に含まれるすべてのリスクを網羅したものではない。)。本債券への投資を検討される方は、為替リスクおよび利率変動リスク等に関する事項ならびに通貨および金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

本債券につき支払われる金額

本債券の満期償還額は、償還時に有効な日本円・ブラジルレアル間の為替レートにより異なる。そのため、日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円・ブラジルレアル間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

公共メディアにおいて公表されている為替レートと全世界的な外国為替市場において取引が行われる為替レートとは異なることがあり、したがって、為替相場が下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」に示される水準に達したと公共メディアが報じた場合でも、下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還 (ii)」に規定される算式で計算される満期償還額での償還となるとは限らず、またかかる報道がなくてもかかる算式で計算される満期償還額での償還となる場合がある。

利率変動リスク

本債券の利率は、2015年1月30日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2015年4月30日以降の各利払期日については、日本円・ブラジルレアル間の為替レートにより適用される利率が変動する。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

日本円・ブラジルレアル間の為替レートの変動により影響を受けるリスク

日本円・ブラジルレアル間の為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が日本円・ブラジルレアル間の為替レートに影響を与え、本債券の価値を下げることもありえる。

本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるとの保証はない。発行者、売出人およびそれらの関連会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、為替市場、ブラジルレアル金利市場および円金利市場ならびに発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの強制早期償還日に本債券の額面金額 100 万円につき 100 万円ですべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる早期償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間の普通債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがある。また、仮に本債券と償還期限が同じで強制早期償還のない標準的な発行者の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。発行者、売出人またはそれらの関連会社は、外国為替市場における自己のポジションを直接取引、先渡取引およびオプション取引によりヘッジすることもある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時ならびに利率判定日、最終償還判定日および強制早期償還判定日における日本円・ブラジルレアル間の為替レートに影響する可能性がある。

カントリーリスク

本債券には、ブラジル連邦共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。かかるリスクが顕在化した場合には、投資元本に損失が発生する可能性がある。

租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年10月8日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー
資金兼IR部 部長
(Thomas Møller, Head of Funding & IR)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-5873

【縦覧に供する場所】 該当なし

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集債券に関する基本事項】	1
第2【売出債券に関する基本事項】	1
1【売出要項】	1
2【利息支払の方法】	3
3【償還の方法】	6
4【元利金支払場所】	8
5【担保又は保証に関する事項】	9
6【債券代理人の職務】	9
7【債権者集会に関する事項】	10
8【課税上の取扱い】	10
9【準拠法及び管轄裁判所】	12
10【公告の方法】	12
11【その他】	13
第3【資金調達目的及び手取金の使途】	14
第4【法律意見】	14
第二部【参照情報】	15
第1【参照書類】	15
第2【参照書類の補完情報】	15
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	15
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面.....	16
発行者の概況の要約	18

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会 社 名	住 所
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 三 丁 目 3 番 1 号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	100億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	100億円 (予定)(注2)	【利率】	<p>(i) 2014年10月30日(当日を含む。)から2015年1月30日(当日を含まない。)までの期間： 年(未定)% (年2.50%以上年6.50%以下を仮条件とする。)</p> <p>(ii) 2015年1月30日(当日を含む。)から償還期限または(場合により)強制早期償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合 年(未定)% (年2.50%以上年6.50%以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合 年0.10%</p> <p>(注2)(注4)</p>
【償還期限】	2019年10月30日 (注3)	【売出期間】	2014年10月21日から 2014年10月29日まで(注5)
【受渡期日】	2014年10月31日 (注5)		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注6)記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注8)		

- (注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2014年10月30日(以下「発行日」という。)(注5)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、100 億円(予定)である。
本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本債券に関する予定および未定の発行条件は、2014年10月中旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注 3) 本債券についての申込単位は、100 万円の整数倍とする。本債券の最終償還は、2019年10月30日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1)最終償還」に従い日本円によりなされるが、最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合、償還金額が日本円・ブラジルレアル間の為替相場の影響を受ける。参照為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、最終償還判定日および償還判定為替の定義については、下記「3 償還の方法 (1)最終償還」を参照のこと。また、下記「3 償還の方法 (2)強制早期償還」に記載するとおり、本債券は、日本円・ブラジルレアル間の為替相場の変動により、償還期限前に償還される可能性がある。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (3)税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1)債務不履行事由」を参照のこと。
- (注 4) 利率判定日および利率判定為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については「3 償還の方法 (2)強制早期償還」を参照のこと。
- (注 5) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 6) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。
なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)より2014年4月16日付で(P)Aaaの格付を、また、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「S&P」という。)より2014年4月16日付でAAAの格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということをより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。
ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注 8) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。

(注 9) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

発行兼支払代理人(以下「債券代理人」という。)

会社名	住所
ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1、ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率(年率)で、発行日である 2014 年 10 月 30 日(当日を含む。)からこれを付し、2015 年 1 月 30 日を初回としてそれ以降満期償還日まで、毎年 1 月 30 日、4 月 30 日、7 月 30 日および 10 月 30 日(以下それぞれ「利払期日」という。)に、発行日または直前の利払期日(当日を含む。)から当該利払期日(当日を含まない。)までの期間について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2014 年 10 月 30 日(当日を含む。)から 2015 年 1 月 30 日(当日を含まない。)までの期間については、年(未定)% (年 2.50%以上年 6.50%以下を仮条件とする。)。すなわち、各本債券につき、2015 年 1 月 30 日に、その日(当日を含まない。)までの利息として、(未定)円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2015 年 1 月 30 日(当日を含む。)から満期償還日(当日を含まない。)までの期間(以下「連動利息期間」という。)については、2015 年 4 月 30 日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(当日を含まない。)までの 3 ヶ月間の期間についての利息(以下「連動利息額」という。)が後払いされる。各利息期間(以下に定義される。)に適

用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額 100 万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）の単独の裁量により以下に従って決定される。

(i) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%（年 2.50%以上年 6.50%以下を仮条件とする。）とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。

(ii) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年 0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250 円とする。

利払期日が営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合には、翌営業日を利払期日とする。なお、かかる利払期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整はなされない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク市、サンパウロおよび東京において商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「利率判定日」とは、各連動利払期日（連動利払期日が調整された場合は調整後の連動利払期日）または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日の 15 営業日前の日をいう。

「参照為替」とは、利率判定日、最終償還判定日、強制早期償還判定日またはその他該当する日に計算代理人が決定する PTAX JPY レート（以下に定義される。）の売値および買値の算術平均の逆数をいう。かかる逆数は、1 ブラジルレアル当りの円貨額として表示され、小数第 3 位を四捨五入する。

ただし、利率判定日、最終償還判定日、強制早期償還判定日またはその他該当する日において、PTAX JPY レートが利用可能でなくそれが継続している場合（以下「価格参照元障害」という。）、または価格重要性事由（以下に定義される。）が発生してそれが継続している場合には、当該日の参照為替は、米ドル円参照レート（以下に定義される。）を BRL12（以下に定義される。）で除して得られるクロス・カレンシー為替レート（小数第 3 位を四捨五入）として、計算代理人により決定される。価格参照元障害または価格重要性事由が発生していることに加えて、BRL12 または米ドル円参照レートが何らかの事由により利用可能でない場合には、当該日の参照為替は、計算代理人により、誠実に計算代理人が適切であるとみなす利用可能であるすべての情報を考慮して決定される。PTAX JPY レートが参照できなくなった初日には BRL12 が利用可能でないことがあり、結果として、かかる場合には、計算代理人による参照為替の決定が唯一の有効な代替的措置となる。

「PTAX JPY レート」とは、該当する日の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃までに、ブラジル中央銀行のウェブサイト (www.bcb.gov.br/?english) 上において公表され、ブルームバーグのページ <BZFXJPY><INDEX>（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）上に公表される、1 円当りのブラジルレアルの数値として表示される円ブラジルレアル商業為替レートをいう。ただし、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートとブルームバーグのページの <BZFXJPY><INDEX>（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）上のレートに誤差がある場合、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートが優先されるものとする。

「利率判定為替」とは、基準為替（以下に定義される。）から 8.00 円を引いて得られるレートをいう。

「基準為替」とは、発行日の参照為替をいう。

「BRL12」とは、該当する日の午後 3 時 45 分頃（サンパウロ時間）またはその後可及的速やかに、EMTA（以下に定義される。）のウェブサイト (www.emta.org) 上の“BRL12”スクリーンで公表される 2 サンパウロおよびニューヨーク営業日（以下に定義される。）後の決済のための 1 米ドル当たりのブラジルレアルの数値として表示される米ドル換算のための米ドルブラジルレアル商業為替レートである、EMTA ブラジルレアル産業調査レートをいう。BRL12 は、EMTA ブラジルレアル産業調査方法論（EMTA ブラジルレアル産業調査レートを決定する目的で米ドルブラジルレアル直物レート市場に活発に参加しているブラジルの金融機関の集中的産業調査のた

めの 2004 年 3 月 1 日付方法論（そのときどきの改訂を含む。）をいう。）に従って EMTA（または EMTA がその単独の裁量により選択するサービス提供者）により計算される。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションを意味する。

「サンパウロおよびニューヨーク営業日」とは、サンパウロおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い通常業務（為替取引および外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

「PTAX USD レート」とは、該当する日の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃までに、ブラジル中央銀行のウェブサイト (www.bcb.gov.br/?english) 上において公表され、ブルームバーグのページ<BZFXPTAX><INDEX>（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）上に公表される、1 米ドル当りのブラジルレアルの数値（またはその端数）として表示される米ドルブラジルレアル外国為替レートをいう。ただし、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートとブルームバーグのページの<BZFXPTAX><INDEX>（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）上のレートに誤差がある場合、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートが優先されるものとする。

「米ドル円参照レート」とは、該当する日の午後 4 時（ニューヨーク時間）頃またはその後可及的速やかに、ロイタースクリーン「JPNW」（またはその代替もしくは承継ページ）に公表される 1 米ドル当たりの円の数値として表示される売値および買値の仲値として計算代理人が決定する、米ドル円為替直物相場仲値をいう。

「価格重要性事由」とは、利率判定日、最終償還判定日、強制早期償還判定日またはその他該当する日において、PTAX USD レートと BRL12 との間の差が 3% を超える場合をいう。ただし、PTAX USD レートおよび BRL12 が、かかる利率判定日、最終償還判定日、強制早期償還判定日またはその他該当する日において取得可能な場合に限る。

「計算代理人」とは、（未定）をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者（以下に定義される。）の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

「利息期間」とは、発行日（当日を含む。）または利払期日（当日を含む。）から直後の利払期日（当日を含まない。）までの期間をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率に下記記載の算式により得られた値（当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を 360 で除したもの）を乗じて得られる金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が 31 の場合は、D1 は 30 とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字である場合は、D2 は 30 とする。

ただし、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、一円未満を四捨五入するものとする。

各本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた（ただし、これらが必要な場合）にもかかわらず償還金額の支払が不当に保留もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に保留、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上（ただし、これらが必要な場合）で支払が行われる日、または（当該

本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き)かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人(以下「本債権者」という。)に対しなされた日から7日目の日(その後に支払の不履行があった場合を除く。)のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の各利率の利息(請求または判決の前後を問わず)が発生する。

3【償還の方法】

(1) 最終償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は満期償還日である2019年10月30日に、額面金額100万円の各本債券につき、計算代理人により以下に従って計算される償還金額(以下「満期償還額」という。)で償還される。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整はなされない。

- (i) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替(以下に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、額面金額100万円の各本債券につき満期償還額は、100万円とする。
- (ii) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合、額面金額100万円の各本債券につき満期償還額は、以下の算式に従って計算される円貨額(ただし、1円未満は四捨五入するものとする。)とする。

$$100 \text{ 万円} \times (\text{最終償還判定日の参照為替} / \text{基準為替})$$

本書において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「償還判定為替」とは、基準為替から12.00円を引いて得られるレートをいう。

「最終償還判定日」とは、満期償還日(満期償還日が調整された場合は調整後の満期償還日)の15営業日前の日をいう。

(2) 強制早期償還

事前に償還または買入消却されない限り、計算代理人が、いずれかの強制早期償還判定日の参照為替が強制早期償還判定為替(以下に定義される。)と等しいかそれを上回る円安となったと決定した場合、当該強制早期償還判定日の直後の強制早期償還日において、本債券は、そのすべて(一部のみは不可。)が、額面金額にて償還される(以下「強制早期償還」という。))。

本書において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「強制早期償還判定為替」とは、下記のそれぞれの強制早期償還日(ただし、営業日でない場合は利払期日の規定に従い調整される。)につき、下記に記載される為替をいう。

強制早期償還日	強制早期償還判定為替
2015年1月30日	基準為替 + 1.50円
2015年4月30日	基準為替 + 1.00円
2015年7月30日	基準為替 + 0.50円
2015年10月30日	基準為替
2016年1月30日	基準為替 - 0.50円
2016年4月30日	基準為替 - 1.00円
2016年7月30日	基準為替 - 1.50円
2016年10月30日	基準為替 - 2.00円
2017年1月30日	基準為替 - 2.50円
2017年4月30日	基準為替 - 3.00円
2017年7月30日	基準為替 - 3.50円
2017年10月30日	基準為替 - 4.00円
2018年1月30日	基準為替 - 4.50円
2018年4月30日	基準為替 - 5.00円
2018年7月30日	基準為替 - 5.50円
2018年10月30日	基準為替 - 6.00円
2019年1月30日	基準為替 - 6.50円
2019年4月30日	基準為替 - 7.00円
2019年7月30日	基準為替 - 7.50円

「強制早期償還判定日」とは、強制早期償還日（強制早期償還日が調整された場合は調整後の強制早期償還日）の15営業日前の日をいう。

「強制早期償還日」とは、2015年1月30日（当日を含む。）から2019年7月30日（当日を含む。）までの各利払期日（利払期日が調整された場合は調整後の利払期日）をいう。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本書により詳細に記載される本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算、および一定の事由に関する決定についての（その単独の裁量での）判定のため、当該計算代理人として選任されている。計算代理人による決定のためになされ、表示され、下されまたは取得されたすべての証明、連絡、意見、判定、計算、表示および決定は、明白な誤りがない限り、発行者、債券代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、かつ（上記の誤りがない限り）計算代理契約に記載する条項に従った、計算代理人の権能、義務および裁量の計算代理人による行使に関し、計算代理人は、発行者および本債権者に対し責任を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。計算代理人は、合理的に可能な限り速やかに、本書に基づき行われるすべての計算および決定につき、債券代理人および発行者に通知する。債券代理人は、かかる通知を受け取った後合理的速やかに、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に通知する。

計算代理人の前記当事者への通知の懈怠は、当該決定の発生および効果の有効性に影響しない。

(3) 税制上の理由による早期償還

(イ) ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更（ただし、かかる変更は本債券の発行日以後に発表され発効するものに限る。）の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、(ロ) 発行者がなし得る合理的な手段

によってもかかる義務が避けられず、かつ(ハ)当該事情が、発行者の2名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知(変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知)(かかる通知は取消不能である。)を行うことにより、本債券の全部(一部は不可)をその経過利息(もしあれば)とともに早期償還額(以下に定義される。)で償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日より90日以上前に、または変動利率で利息が付される場合は、当該利息期間内の日数に、60日を加えた合計日数と同数の日数以上前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

本書において、「早期償還額」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量で決定された円貨額(ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め(株式オプションまたは通貨オプションで本債券に基づく発行者の義務をヘッジするものを含むがこれらに限られない。)の清算のための合理的な発行者の経費および費用を完全に考慮して調整した金額)を意味する。

(4) 買入消却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

4【元利金支払場所】

(1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)

英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の間で締結された改訂発行兼支払代理人契約(修正分を含む。)(以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。)の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払(元金、利息その他を問わない。)は、小切手、または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した日本円建の口座への振替えにより行われる。支払は、あらゆる場合につき、財政またはその他の適用ある法律および規則に服する。ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」の適用が妨げられることはない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額(利息を除く。)の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換えに行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換えに行われる。

本債券について支払われるべき金額の支払期日が関連金融センター日(以下に定義される。)および現地銀行営業日(以下に定義される。)でない場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受け

ることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において商業銀行および外国為替市場が日本円による支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われない。

「関連金融センター日」とは、サンパウロ、ロンドン、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業(外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。)を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠欠している場合は、(i) 固定利息の利札については、期限未到来の欠欠利札の金額(または、全額の支払でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額となる。)は、かかる償還の際に支払われるべき金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日(下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に定義される。)から10年以内にいつでも支払代理人の指定事務所において関連する利札の提出と引換えに支払われる。また、(ii) 変動利息の利札については、当該本債券に関連する期限未到来の利札(本債券に付されているか否かを問わない。)はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

5 【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保(ただし、下記の条項に従う。)の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である(ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。)

発行者は、本債券のいずれかが未償還(改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。)である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、(イ)本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または(ロ)本債権者の特別決議(下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。)により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合弁会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場(店頭市場を含むがこれに限られない。)に上場し、値付け、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャーストック、ローンストック、債券、その他の証書の形態による、またはそれらにより表章される債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

6 【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他 (2) その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法 (4) 買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発

行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

7 【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は改訂発行兼支払代理人契約に規定されている。

発行者は、特別決議(以下に定義される。)による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む(これらに限られない。)本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を随時招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によつてのみ変更できる本債券の一定の要項の変更(とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの)を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

「特別決議」とは、改訂発行兼支払代理人契約に従い適法に招集され開催された債権者集会(当初開催された集会であるか続行された延会であるかを問わない。)において、4分の3以上の賛成票により可決される決議をいう。

8 【課税上の取扱い】

(1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課(その性質の如何を問わない。)を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

(イ) (a)当該本債券もしくは利札の保有または(b)当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。

(ロ) 関連日後30日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる30日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。

(ハ) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

(ニ) かかる源泉徴収または控除が個人または2003年欧州連合理事会指令EC第48号(以下「欧州貯蓄指令」という。)で定義された意味における残余事業体(residual entity)に対する支払に課される場合で、かつ(i)欧州貯蓄指令または当該指令を施行し遵守するために、もしくは当該指令に一致させるために導入されたあらゆる法律、(ii)個人資産の運用との関連で行為するルクセンブルグ居住の個人については、10%の最終源泉徴収税を導入した2005年12月23日の法律、または(iii)ルクセンブルグが欧州連合のいくつかの独立したまたは関連する領土(ジャージー島、ガーンジー島、マン島、英領ヴァージン諸島、モントセラト、旧オランダ領アンティル諸島およびアルバ)と締結した貯蓄所得についての契約により、かかる源泉徴収または控除が必要とされる場合。

(ホ) 本債券または利札を欧州連合加盟国所在の他の支払代理人に対して呈示したならばかかる源泉徴収または控除を回避することが可能であつたであろう当該本債権者または利札の所持人、またはかかる所持人の代理人に対する支払の場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額をかかるとする期日以前(当日を含む。)に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売付債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および/または利息とは、本「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

(2) 日本国の税制

以下は主に本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。本債券のようなデリバティブ取引が組み込まれた公社債については、本債券に投資しようとする者が内国法人である場合、法人税法上は原則として組込デリバティブ取引を公社債部分から区分することは求められないと考えられる。本債券に投資しようとする者が日本国の居住者である個人である場合の所得税法上の取扱いは、明らかではないが、原則としては組込デリバティブ取引を公社債部分から区分しないで一体として取り扱うべきものと考えられる。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、国税と地方税の合計が源泉税として課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以降に日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、申告分離課税の対象となる。

本債券の満期償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確ではないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者である個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる(所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3))。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本債券の満期償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額に満たない場合のその差額(償還差損)は、課税上ないものとみなされることとなると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差益は、申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券(利子を付さない期間があるものを含む。)については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する

る損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が 100 分の 150 以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は、申告分離課税の対象となる。

なお、日本国の居住者である個人に関して 2016 年 1 月 1 日以後に申告分離課税の対象となる本債券の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

本債券およびこれに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、英国法に準拠する。発行者は、本債権者のために、英国の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続(以下「訴訟手続」と総称する。)を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英国の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英国における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン SW1X 8QD ベルグレーブ・スクエア25 (25 Belgrave Square, London SW1X 8QD)に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または 2006 年会社法に従い召喚状の送達を受けられる英国における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が 15 日以内に行われなるときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えるものではない。英国の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく(またそう解釈されるものでもない。)、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄地で訴訟手続を行うときにその他の管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

10 【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している主要な日刊新聞 1 紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10 公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券(以下「恒久大券」という。)によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他 (2) その他」に記載されるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)また

はその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグへ交付された日の翌日に本債権者に通知されたものとみなす。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく償還される。

- (イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から10日を超えてかかる支払を怠った場合。
- (ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡した後60日間当該懈怠が継続した場合。(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)
- (ハ) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支払を怠った場合、発行者がその債務(借入金債務に限る。)のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および/または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についてもその総額が20百万ユーロ(または他の通貨による同等額)以上である場合。
- (ニ) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合。
- (ホ) (a)発行者の破産または支払停止、(b)発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c)発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d)発行者が全部または実質的な部分の事業の遂行を止めた場合(ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。)
- (ヘ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合。
- (ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合。
 - (a) 発行者による本債券上もしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため
 - (b) かかる義務を適法かつ有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため
 - (c) ノルウェー王国の裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため
- (チ) 発行者の本債券上またはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

(2) その他

- (イ) 本債券は、当初、仮大券(以下「仮大券」という。)により表章され、仮大券はユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管人に預託される。仮大券の持分は、発行日後特定の日数を経過した日以降に実質的所有者の非米国人証明書の提出に基づき、恒久大券の持分と交換可能となる。仮大券の持分が恒久大券の持分と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から7日以内に、部分交換の場合には当該交換を反映させる適切な入力がユーロクリアおよび/クリア

ストリーム・ルクセンブルグによってなされた旨の共通サービス・プロバイダーからの確認と引換えに、または最終の交換の場合には、債券代理人の指定事務所における仮大券の提出もしくは共通保管人による仮大券の破棄と引換えに、ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび／またはその他の関連する決済機関が発行しかつ債券代理人が受領した証明書に記載された元金額に等しい元金額について、(i)最初の交換に際しては、適正に認証されかつ有効化された恒久大券が仮大券の所持人に対して(所持人の費用負担なくして)速やかに交付されるようにし、または(ii)その後の交換においては、かかる恒久大券の元金額がその条項に従い増加されるようにする。(a)ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して(法定の休日を除き)14日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b)「11 その他 (1) 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額(一部は不可)につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から30日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換えに、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようにする。

大券(この表現には仮大券および恒久大券が含まれる。)によって表章される本債券の所持人としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求することはできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。

- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。
- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については10年、利息については5年以内になされない場合は、失効する。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

発行者の法律顧問である Advokatfirmaet Selmer DA により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授権され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 有価証券届出書とその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授権されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに有価証券届出書とその訂正届出書の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 有価証券届出書とその訂正届出書(参照書類を含む。)中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
平成26年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
平成26年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

発行者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面




Series 4786, 4787/ CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY
REFERENCE

Filed on: 8th October, 2014

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Kommunalbanken AS

Signature of
Representative:



Thomas Møller
Head of Funding & IR

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

[Reference]

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 29th August, 2013 (Settlement Date) Kommunalbanken AS JPY 3 Steps Index Linked Interest Nikkei 225 Linked Redemption Instruments with Automatic Early Redemption due 20th August, 2018	18,537 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

(シリーズ4786/4787)

関東財務局長 殿

平成26年10月8日 提出

発行者の名称： ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

代表者の署名： (署 名)
トマス・モラー / 資金兼 IR 部 部長
(Thomas Møller / Head of Funding & IR)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

[参考]

債券の名称	券面総額
2013年8月29日(受渡日)の売出し ノルウェー地方金融公社 2018年8月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン 円建債券	185億3,700万円

発行者の概況の要約

(1) 設立

沿革

ノルウェー地方金融公社はその定款に基づきノルウェー政府100%出資のノルウェー地方自治体銀行(Norges Kommunalbank)(以下「NKB」という。)の後継法人である。NKBは、ノルウェーの制定法(国会決議)に基づき、1926年2月12日に、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供する目的で設立された。「ノルウェー地方自治体銀行の有限責任法人への組織変更に関する法律」(1999年7月16日第68号)に従い、NKBは、1999年11月1日付で有限責任法人に組織変更された。この組織変更は当該法律に規定されている特別な権限の下実施され、公社が1999年11月1日付でNKBの資産、権利および義務を承継した。

有限責任法人としての公社はノルウェー財務省から金融業務を遂行するために必要な免許を得ている。かかる免許は1988年金融機関法(以下「金融機関法」という。)に基づいて与えられたものであるため、公社はノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関として金融監督庁(Finanstilsynet)によって監督されている。

株主および政府との関係

公社は、NKBと同様、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供することを業務の目的としている。ノルウェー政府は、1999年11月の組織変更当初、公社をノルウェー政府100%出資(660百万クローネ)の法人としたが、地方自治体年金基金(Kommunal Landspensjonskasse)(以下「KLP」という。)が、2000年2月29日に、公社株式の20%を政府から時価で譲受けた。その後、2009年5月7日付(2009年6月24日付で国会の承認がなされている。)で、ノルウェー政府はKLPの保有する20%の株式を取得し、公社はノルウェー政府に完全所有されることになった。

公社の株主はノルウェー政府および地方自治体部門のみに限定されており、また、公社の信用力を低下させない場合に限り公社の株式の譲渡ができるものとされている。ノルウェー政府は、公社株式の保有に関し、金融機関法上の持分上限制限の規制を免除されている。

2013年12月31日現在、公社の株式資本は以下のとおりである。

株主	所有株式数	所有割合(%)
ノルウェー政府	2,144,625 株	100

公的な役割

地方自治体部門はノルウェー国内で大きな役割を担っており、GNPの約5分の1を占めている。地方自治体部門では行政と財政が不可分である。ノルウェー政府は、公社が地方自治体部門に対する低コストの主要な資金提供者として、ノルウェー国内での公社の重要性を認識している。

公社は、リスク調整済資本利益率を、競合する金融機関と同レベルにすることを目指しており、政府は公社がその資本基盤を強化するために合理的な利益を留保することを承認している。

公社は、88年にわたる事業の歴史の中で貸倒損失または債務不履行を蒙ったことがない。これは公社の保守的な貸付方針を示すだけでなく、ノルウェーの地方財政の性格をも反映するものである。地方自治体は政府によって厳格に監督されており、地方自治体は営業損失のための予算を計上できず、また翌3年間の予算で実損失を補填しなければならない。地方自治体法の下では、地方自治体は財政破綻することはできず、再建のためには特定の手続をとらなければならない。なお、これまでにかかる手続がとられたことはない。

監督および規制

公社は、ノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関法に基づき金融機関として金融監督庁によって監督されている。

金融機関法の規定により、財務大臣は自己資本比率算出のためのガイドラインを作成した。自己資本比率の主たる算出方法として、ガイドラインはリスク・資産比率を適用しているが、これは資産とオフバランス・シート項目の合計額(資産の種類により算出されたリスクを反映し、加重したもの)の資本に対する比率である。資本は、基本的項目(株式資本、その他の自己資本およびその他ノルウェー政府関連当局が個別に承認した資本の種類)、補完的項目(満期前最終5年間の各年に対し20%を控除した劣後債務)、および一般準備金から成る。四半期財務書類の作成後、税引前利益の50%を基本的項目に加えることができる。最低自己資本比率要件は9%である⁽¹⁾。最低自己資本比率要件は金融グループ内の個々の金融機関および連結ベースで金融グループに適用される。

公社の資本合計は、2013年度末現在、8,216百万クローネである。リスク調整済自己資本比率は14.91%となった。ノルウェーの規則に基づき、公社から地方自治体への貸付は、リスク・ウェイトを20%としている。

金融機関法は金融機関が単一の顧客に付与でき得る貸付金の総額について、いくつかの制限を課している。金融機関法は1997年4月23日に改正され、1997年5月1日付で新規則が発効している。新規則は欧州連合指令92/121/ECおよび93/6/ECに準拠している。

NKBの場合とは異なり、公社はノルウェー国外における債券の発行を禁止されておらず、また国会がNKBに課していた年間貸付・借入限度額の規制も受けない。

(1) 最低自己資本比率要件は、2014年7月1日より9%から10%へ、また2015年7月1日より11%へと引き上げられる。

日本との関係

特記すべき事項はない。

(2) 資本構成

以下の表は2013年12月31日現在の会社の非連結ベースの資本構成であり、会社の監査済計算書類から引用したものである。この表は、本「発行者の概況の要約」の「(5) 経理の状況」に記載の2013年度財務書類と併せて読まれるべきである。

(単位：百万クローネ)

債務：	
長期債務	332,795
劣後債務	1,687
その他	19,220
<hr/>	
債務合計	353,702
資本：	
株式資本	2,145 ⁽¹⁾
剰余金	6,071
<hr/>	
資本合計	8,216
<hr/>	
資本構成 ⁽²⁾	361,918

(1) 会社の株式資本は2,145百万クローネであり、各額面金額1,000クローネの払込済普通株式2,144,625株により構成されている。2013年12月31日現在、ノルウェー政府が2,144,625株(100%)を保有している。

(2) 資本および負債の合計。なお、自己資本比率の計算のための総資本は、補完的項目に該当する劣後債務の一部のみを考慮して計算されるため、合計で9,299百万クローネとなる。

(3) 組織

会社の運営と監督は、定款で定められている。定款は、会社設立時にノルウェー国王により承認され、定款の変更には国王の承認が必要とされている。

金融機関法では、金融機関は最低4名から成る取締役会および最低12名から成る監督委員会を設置しなければならないとされている。会社の定款はこれに従ったものであり、会社は以下のような機関を設置している。

取締役会および業務執行

会社の取締役会は、5名以上9名以下の取締役により構成されている。取締役のうち2名は、従業員の代表者として会社の従業員の中から従業員により選任され、その他の取締役は定時株主総会で選任される。現在は、取締役(従業員代表を除く。)は、定時株主総会によって選任されている。また、定時株主総会で取締役会の会長、副会長が選任される。

取締役の任期は2年である。

取締役会は会社の業務運営に関し責任を負っている。取締役会の定足数は取締役の過半数であり、決議事項は出席取締役の過半数の賛成で可決される。

経営責任者は取締役会により選任され、経営責任者は、会社を代表して、取締役会が決定し監督委員会が承認した決定事項に従って会社の日常的な業務運営を遂行する責任を負っている。

株主総会

定時株主総会は毎年6月末までに開催され、取締役、監督委員および監査委員の選任、監査済財務書類の承認、上記取締役会、監督委員会および監査委員会のメンバーの報酬の決定を行う。2013年12月31日現在、株主はノルウェー政府(100%)である。

監督委員会

公社の監督委員会は12名の監督委員および5名の監督委員代理により構成される。監督委員のうち1名は従業員の中から従業員により選任されるが、その他の委員は定時株主総会で選任される。監督委員の任期は2年である。

監督委員会は、少なくとも年1回は開催される。監督委員会の定足数は監督委員またはその代理の3分の2以上の出席であり、出席者の過半数の賛成で可決される。

監督委員会の役割は、公社の事業が法律、規則、定款、ならびに公社の定時株主総会および監督委員会の決議に従い遂行されるよう、公社を監督することである。とりわけ、監督委員会は、経営責任者および公社の会計監査人として行為する公認会計士の指名について責任を負っている。また監督委員会は、独立会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

定款に従い、監督委員は定時株主総会で選任される。

監督委員会の委員の資格要件は特に定款等で定められていない。しかし、従業員代表を除き、現職のノルウェー自治改革省および地方自治体の上級職員またはそれらの経験者から選任されている。

監査委員会

監査委員会は3名の監査委員および1名の監査委員代理から構成され、定時株主総会で選任される。監査委員の任期は2年である。監査委員会は、公社の業務が定款および法律に従い行われるように公社(すなわち取締役会の行為)を監督する。また監査委員会は、独立した会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

監査委員会は、実効的な監督が行えるよう必要に応じて開催される。監査委員会は、金融監督庁により承認されるような記録を作成しなければならない。監督委員会、定時株主総会および金融監督庁に対しその活動内容の報告書を毎年提出する。

従業員

2013年12月31日現在、公社の正規従業員は56名であった。

組織機構

公社の内部組織機構は、有限責任法人への転換のため1999年初めに変更された。公社の組織は現在5部門により構成されている。すなわち、オペレーション・マーケット部門、リスク管理部門、広報部門、会計・財務報告部門、ガバナンス・サポート・コンプライアンス部門である。

公社の事務所は、オスロ市0110、ホーコン7世通り5b(Haakon VIIIs Gate 5b, 0110 Oslo)にあり、これが公社の登記上の本社である。

(4) 業務の概況

概要

公社の事業目的は、ノルウェーの地方自治体、県、地方自治体関連企業および地方自治体業務を遂行するその他の企業に対し融資を行うことである。なお、かかる融資については地方政府保証またはノルウェー国政府保証が付される。

公社は、国内および国際的な資本市場から直接資金を調達しているが、低資金調達コストおよび高い経営効率のおかげで、地方自治体部門への低利融資は競争力のあるものとなっている。公社の保有資産は優良資産であり、ノルウェーの地方自治体への88年間の貸付の歴史においてこれまで貸倒損失を蒙ったことがない。また、公社はあらゆるリスクを考慮した厳しいリスク管理を行っている。

2013年度 年次報告

ノルウェー地方金融公社の構想は、地方自治体の長期的なパートナーになり、地域福祉への融資を行うことである。公社は、明確な任務を担う国有の機関として、資金調達先への良好なアクセスを有している。低い借入費用と営業費用を兼ね備えていることは、公社が効率的な公共手段としての役割を維持することを可能にしている。2013年中、公社は670件の貸付を行い、その総額は43.7十億クローネとなった。

2013年において、公社の貸付残高は9.9%増加した。人口増加および行政改革により、地方自治体における多額の投資需要が引続き生じている。公社は、学校、幼稚園および地方自治体の気候・エネルギー行動計画に関連する事業を含む、幅広い種類の地域福祉への投資に対して融資している。公社は、2010年の行政改革導入後の道路事業にとって重要な資金調達源である。

当期利益は、2012年の1,876百万クローネに対し、1,083百万クローネであった。税引後株主資本利益率は、2012年の37.1%に対し、14.9%であった。財務業績は、金融市場の安定化に基づく金利利鞘の低下により影響を受けている。

公社は、十分な資本を有しており、現行規制上の自己資本(基本的項目)要件を満たしている。公社は、規制要件の変化を注視しており、新たな要件に適応し続ける所存である。

公社の2013年度末現在の資産合計は361.9十億クローネであった。ノルウェーの県および市町村への貸付は、240.9十億クローネとなった。公社の流動性資産ポートフォリオは、年度末現在102.4十億クローネとなった。

ノルウェー自治改革省により代表される中央政府は、公社の単独株主である。公社の登記上の本社所在地はオスロである。

年次会計報告

取締役会は、ノルウェー会計法第3条3a項に基づき、継続企業として存続する公社の能力は引続き変わらないこと、および(2013年度の)財務書類は、継続企業の公準に基づき作成されていることを確認している。2013年12月31日現在の財務書類は、年度末現在の公社の財務状態を適切に記載していると取締役会は考えている。年次会計報告は、EUが採用した国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された。

2013年の当期利益は1,083百万クローネであり、2012年と比較して793百万クローネ減少した。貸付および流動性管理における純利息収益は、2012年の2,032百万クローネに対して、2013年は1,634百万クローネであった。ヘッジ商品に係る市場の正常化は、ノルウェー・クローネによる資金調達コストの増加をもたらした。流動性資産ポートフォリオにおいて保有される証券からの金利利鞘もまた、債券市場におけるスプレッドの低下により減少した。

(発行債券買戻しおよび流動性資産ポートフォリオにおける債券売却による)純トレーディング収益は、2013年に合計58百万クローネとなり、2012年の29百万クローネから増加した。

本業績は、金融商品の市場価額の変動により軽度の影響を受けた。金融商品に係る未実現純損失は、2013年において68百万クローネとなった。2012年の金融商品に係る未実現純利益は671百万クローネであった。

営業費用合計は、2012年の107百万クローネからわずかに減少し、2013年に106百万クローネとなった。営業費用合計は、資産合計の0.03%を占めている。

2013年度末現在の資産合計は、2012年度末現在では349.0十億クローネであったのに対して、361.9十億クローネであった。

2013年12月31日現在、会社の(自己資本比率計算のための)総資本は9.3十億クローネであり、そのうち7.7十億クローネが自己資本(基本的項目)であった。会社の自己資本(基本的項目)は、株式資本および剰余金で構成されている。自己資本比率(基本的項目)は、2013年度末において12.39%であり、自己資本比率(合計)は14.91%であった。

主要財務数値

(単位：百万クローネ)

	2013年	2012年
業績		
純利息収益	1,634	2,032
コア利益 ¹	1,131	1,393
税引前利益	1,496	2,604
当期利益	1,083	1,876
税引後株主資本利益率 ²	14.94%	37.10%
税引後株主資本利益率(コア利益) ²	15.61%	27.55%
税引後総資産利益率 ²	0.30%	0.51%
税引後総資産利益率(コア利益) ²	0.31%	0.38%
貸付金		
新規貸付金	43,717	30,677
貸付残高 ³	240,863	219,255
流動性資産ポートフォリオ³	102,358	98,938
借入金		
新規長期借入金	162,539	98,192
発行債券買戻し	4,910	2,344
償還	148,390	85,848
借入金合計 ³	326,470	312,867
資産合計	361,918	348,953
資本		
資本	8,216	7,395
自己資本比率(基本的項目)	12.39%	12.27%
自己資本比率(合計)	14.91%	14.97%

¹ 金融商品に係る未実現利益/損失の控除により調整した税引後の当期利益。

² 平均株主資本・平均総資産に対する割合として示される株主資本利益率・総資産利益率の年率。

³ 元本金額。

※従業員給付(IAS第19号)に係るIFRSの改訂が2013年1月1日から施行されたことに伴い、2013年度年次報告書においては、2012年度の数値を組替再表示しているため、本表における2012年度の数値は、2012年度有価証券報告書に記載された2012年度の数値とは一部異なっている。

貸付業務

公社は、2013年に670件の新規貸付および債務借換えを行い、その総額は43.7十億クローネとなった。貸付ポートフォリオは、年度末までに240.9十億クローネとなり、年間増加率は9.9%であった。公社の市場シェアは、引続き約49%であった。

2013年度末現在、自治体所有企業に加えて、すべての県、428市町村のうち98%、およびロングイヤーピーエンの地方自治体が公社の融資を受けている。有限責任企業への貸付は、無条件の支払保証を主とした県または市町村の保証が必要となる。

人口増加および年齢分布の変化は、地方自治体における多額で継続的な投資需要をもたらした。新規貸付の大部分は、学校、幼稚園、老人ホームならびに給水および公衆衛生事業に対して実施された。2013年度末現在、公社は、有料道路企業に対する34十億クローネの貸付を行い、2010年に行政改革が施行されて以来70%増加した。

地方自治体部門については、とりわけ国内債券市場との熾烈な競争が特徴的である。公社は、すべての地方自治体に対して同じ金利を適用することで、融資への平等なアクセスを競争力のある条件で提供している。

公社は引続き、当該部門に係る最新の議題に関する顧客との会議やセミナー等の活動を通じて、顧客との関係に重点を置いた。公社は、自身のウェブサイトを通じたリアルタイムの金融情報および地方自治体の貸付ポータルフォリオへのアクセス、ならびに債務者側である地方自治体の手助けとなることを目標とした貸付管理ツールを提供している。

2013年において、公社の貸付金に損失は生じなかった。顧客間の支払不履行や支払問題がないことは、2014年においても損失が生じる見込みがないことの裏付けとなる。

公共調達法令に従って、地方自治体は銀行契約につき入札を実施しなければならない。公社は中立的な立場で支払サービスの入札を行う際に地方自治体への支援を提供しており、2013年においてはかかる交渉を11件行った。

グリーン資金調達およびグリーン融資

公社は、環境維持に熱心に取り組んでいる。かかる取組みを実施するため、公社は、地方の気候配慮型投資を対象とした金利商品を提供している。公社のグリーン変動金利は、通常の金利よりも0.1%低く、地方自治体の気候・エネルギー行動計画に根ざした事業に提供されている。2013年度末現在、8.6十億クローネの貸付がグリーン変動金利で行われている。

気候への恩恵があり、持続可能で信頼できる投資および事業に対する世界的需要が高まっている。公社は、2013年に初めての公募のグリーンボンドを起債した。500百万米ドルの起債で、募集額を大幅に上回る申込みがあった。ノルウェー政府は、公社のグリーンボンドの枠組を独立して評価するため、CICEROという研究センターを設立した。公社は、地方自治体の気候・エネルギー関連計画に融資するため、グリーンボンドの常連発行体になることを目指している。

資金調達

公社は、AAA/Aaaの格付かつ安定的見通しを維持しており、公社の債券は魅力的な投資先であるとみなされている。かかる高い信用力は、顧客の信用力、国有であること、ノルウェーの堅調な財政状態およびノルウェーの地方自治体に対して低コストでの資金調達を提供するという公社の公共政策に関連している。

公社は、以下の4つの分野に基づいた資金調達戦略を確立させている。それは、ベンチマーク債による資金調達、小規模市場における機関投資家向け公募債発行、機関投資家向け私募債発行および個人投資家向け債券発行である。多様な資金調達市場に焦点を合わせることで、公社は、幅広い投資家層を通じて、好条件の下で資金調達市場への安定したアクセスを確立させている。2013年における公社の新規長期借入金は162.5十億クローネとなり、2012年と比較して60十億クローネ超増加した。日本の投資家は、引続き公社の主要な資金調達源である。もっとも、公社は、米国、欧州および南米等の市場における成長とともに、投資家層がさらなる多様化の傾向にあることも確認している。

2013年には14の通貨での債券発行が行われた。年間を通じてベンチマーク債を合計5十億米ドル販売した。

借入金合計は、2012年の312.9十億クローネから、2013年は326.5十億クローネへと増加した。

流動性資産

会社の財政方針に基づき、流動性資産の水準は、12ヶ月分の純資金需要額(貸付金の増加分を含む。)に相当しなければならない。これは、いかなる状況においても、会社は、新規の借入れを受けることなく、今後12ヶ月の負債を返済できることを意味する。

流動性資産ポートフォリオの管理により、会社は自身の義務を履行するのに十分な流動性を常に確保している。余剰流動性資産は、信用リスクおよび市場リスク双方に関して、低リスクの投資戦略により管理されている。流動性資産ポートフォリオは、高格付の政府、国、地方政府、多国間開発銀行および金融機関によって発行された流動性のある固定利付証券へ投資されている。金利リスクや為替リスクは負っていない。

リスク管理および内部統制

リスク管理により、会社の資本の責任ある管理およびAAA/Aaaの格付の維持を確保することができる。会社は、金融監督庁が定めるリスク管理および内部統制に係る規制を遵守している。取締役会は、年に1度、財務ガイドライン、リスク制限および貸付に関するガイドラインを決定し、金融商品の購入を承認する。取締役会は、年に1度、内部統制に係る財務ガイドラインを決定し、経営陣による内部統制の評価を検討する。内部ワークフローのさらなる効率化のため、会社は、2015年に新たなITシステムを実施する予定である。

会計監査委員会は、取締役会がリスク管理および内部統制の監視をする際の下部組織である。取締役会は、年次会計計画を決定する。内部監査人は、取締役会による会社の監視において、独立した監督機関として機能する。取締役会は、会社の活動報告の一環として、四半期毎に、経営陣からのリスク評価および事故報告書について議論する。

信用リスクは、会社の単独かつ最大のリスクを表している。会社の信用エクスポージャーの管理、監督および評価は特に重要であり、継続的に行われている。

貸付ポートフォリオにおける信用リスクは、貸付先による債務不履行の可能性がないため、支払遅延に限定される。地方自治体法の規定では、地方当局および地方自治体が財政破綻を申請することは許可されていない。また、地方自治体法は、支払遅延となった場合、遵守すべき手続規定を有している。地方自治体が支払義務を遂行しなかった場合、政府がノルウェー自治改革省を通じてかかる地方自治体の管理を引き受ける。これにより、貸付機関にはいかなる累積債務および未収利息の損失に対しても保護が与えられる。

金融契約締結に係る厳格な方針により、会社の流動性管理およびヘッジ運用から生じる信用リスクは低い。取締役会により承認された流動性管理の枠組みには、格付機関であるムーディーズおよびスタンダード&プアーズよりA2/A以上の格付を取得していることのほか、満期、証券の種類、カウンターパーティーの種類ならびにカウンターパーティーの本国に関する要件が含まれている。

デリバティブ取引は、ISDA(国際スワップデリバティブ協会)標準契約およびデリバティブカウンターパーティーとの担保金を含む担保契約の締結に基づいている。

信用リスク管理に関する手続および処理は確立されている。すべてのカウンターパーティーが定期的に審査され、取締役会は会社のカウンターパーティーリスクについて報告を受ける。広範な市場情報の更新は、四半期毎に行われる。

市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成される。会社の財政方針上、金利変動および為替変動に対する最小限のエクスポージャーは許容される。いかなる時点においても会社の資産と負債のマッチングが取れるよう確保することにより、金利リスクおよび為替リスクが管理されている。

流動性リスクは、流動性資産ポートフォリオが常に12ヶ月分の純資金需要額に相当するという事実によって最小限に抑えられている。さらに、かかるポートフォリオは信用力が高くかつ短期の流動性のある証券に投資されている。

オペレーショナルリスクは、公社の活動全般において存在する。公社は、良好な内部統制、倫理的行動および優れた従業員を確保するための継続的な努力を通じて、オペレーショナルリスクを最小限に抑えている。取締役会は、定期的に公社のオペレーショナルリスクに関する報告を受けている。

コーポレートガバナンス

公社は、公社の組織および株主の構成に関連する分野において、ノルウェーのコーポレートガバナンスの提言に従っている。かかる提言の趣旨は、適用される法令に明記されたものに加えて、企業が株主、取締役会および経営陣間の役割配分を明確にするコーポレートガバナンスを実践することを確実にすることである。かかる提言は、企業に対する信頼をより強固なものにし、株主、顧客、従業員およびその他利害関係者の利益のために、常に最大限の富の創出に貢献することを目的としている。

公社の運営組織は、会社法の規定および公社定款に従って組織されている。定時株主総会は、取締役会、監督委員会および監査委員会を任命する。監督委員会は、法令、規制、覚書および公社定款を遵守しつつ、公社事業が行われていることを確認する監督を行い、国家公認会計士を会計監査人に任命し、さらに監査委員会への指示を採択する。監査委員会は、取締役会による取引を含む公社の事業を監督する。取締役会は、公社の経営、最高経営責任者(CEO)の任命、融資の許可および権限の委任、新規貸付執行の判断および権限の付与ならびに内部監査人の任命に責任を持つものとする。取締役会は、取締役によって取締役の中から選ばれた者で構成される2つの小委員会(会計監査委員会および報酬委員会)を設立した。CEOは、取締役会が決定し監督委員会が承認した指示に従い、公社の恒常的な経營業務を行う。内部統制は、リスク管理部部長およびガバナンス・サポート・コンプライアンス部部長によって実施され、その両方がCEOに報告を行う。

公社の内部統制は、リスク分析およびリスクモニタリングが実施され、承認された方針およびガイドラインに沿って事業が行われることを確保する。内部統制は、公社の経営および企画プロセスの重要な部分となっている。現状およびリスクは、部門レベルで監督され、CEOと取締役会に報告される。財務報告の内部統制は、月次報告、四半期報告および年次報告における信頼性のある会計情報を確保している。内部統制制度およびリスク分析は、公社の会計監査人、会計監査委員会および取締役会によって継続的に評価されている。

コーポレートコミュニケーション

取締役会の目的は、公社の枠組の状況に対する利害関係者の理解を高めることにある。

公社は、地方自治体部門内において多くの組織と密接に連携している。当該部門への主要な貸付機関として、公社は、地方自治体の重要な財政問題が議題となるフォーラムに参加している。公社は、主に地方自治体の事務総長およびそのスタッフを対象とした様々な会議やセミナーを開催している。

公社は、2013年中に自身の活動に関する新たな構想および新しい価値を展開した。

2014年には新しいビジュアルデザインの使用が開始される予定である。

倫理的責任および企業の社会的責任

公社の社会的責任における役割は、公的保有に関する報告書第13号(2010年から2011年)において以下のとおり記載されている。

「実現し得る最高の貸付条件で、地方自治体向けに信用を確実に供給する公社の公共部門政策は、公社の社会的責任の中核を成す。」

地方自治体向け貸付において50%近い市場シェアを占める公社は重要な市場参加者である。公社は長期にわたる金融パートナーとして、県、市町村および地方自治体関連企業がそれぞれの社会福祉の目標を達成できるよう融資を行う。長期的なパートナーになるということは、公社が責任を持って行動し、持続可能な社会発展に貢献することを意味する。

公社は、貸付が、融資契約に関する内部および外部の現行規制上の要件のみならず、地方自治体の議会の決定にも従ったものになるよう、各融資申込みを個別に検討している。地方自治体は、投資が確実に現行の法令に基づき実施されるようにするため、包括的な規制によって管理されている。

公社は、借入れ、ヘッジ取引および流動性管理に関し、金融市場においてカウンターパーティーと協力している。公社におけるカウンターパーティーの承認手続には、OECD加盟国の関連監督官庁からのライセンスの取得、およびカウンターパーティーの株主形態の透明性が十分であることも含まれる。余剰流動性資産の投資に利用されるカウンターパーティーは、政府機関、地方政府、多国間開発銀行もしくは上記のいずれかによって保証された機関、または公社のガイドラインを満たす金融機関である。

企業の社会的責任—優先される分野

取締役会は、ノルウェー会計法第3条3c項に定義される企業の社会的責任の遂行に関する共通規則を定めていない。取締役会は、行動指針を含む公社の事業活動に関するガイドラインの規定を承認した。

公社自身の組織および外部の利害関係者からの反応を基に、公社における企業の社会的責任の報告が行われ、以下の分野が優先されている。

- ・倫理規定
- ・腐敗防止およびマネーロンダリング防止
- ・気候変動および環境保護

倫理規定：行動規範は、従業員の倫理的問題に対する姿勢を進展させる。行動規範および腐敗防止に関する従業員の意識を高めるために、様々な活動が実施される予定である。

腐敗防止およびマネーロンダリング防止：取締役会が、公社の事業活動に関する腐敗防止およびマネーロンダリング防止策を設定するガイドラインを承認する。

気候変動および環境保護：取締役会は、地方自治体において気候配慮型プロジェクトを促進することで、公社が貢献できると考えている。2010年以来、公社は地方の気候配慮型投資を対象とした金利商品を提供してきた。ノルウェーの気候プロジェクトに資金を提供するため、公社は国際金融市場においてグリーンボンドを発行し、持続可能かつ責任ある資本市場の発展に寄与している。

組織

人的資源

公社は、ノルウェー地方当局に対する信用貸付の最大の提供者である。金融機関として、公社は数多くの規制要件によって管理されている。採用活動および能力開発により、組織に必要な人材へのアクセスを継続的に確保する。2013年に、効率性を高めるため組織構造が変更された。組織再編後のCEO率いる経営陣はすべての部門長から構成されている。2012年度末までに54名の人員が公社に雇用されたのに対して、2013年度末までに56名の人員が雇用された。

多様性および男女平等

公社においては、男女平等および多様性は重要な価値観である。給与、昇進、個人的および専門的能力開発に関して、男女に同等の機会を与えるのが公社の方針である。公社の採用ガイドラインにおいては、性別、年齢、民族または障害に関わらず、最も適した候補者が雇用されると述べられている。5名の従業員はノルウェー以外の出身である。介護や育児の責任を緩和するため、フレックスタイム制が提供されている。

性別分布は均等である。女性の平均年齢は45歳、男性は38歳である。10名の従業員は30歳未満であった。経営陣全体のうち、40%が女性、60%が男性である。取締役会における女性の割合は44.4%であり、取締役会会長は女性である。

健康、安全性および環境

会社の目標は、すべての従業員に対し良好な職場環境を確保することである。職場環境委員会が職場環境を監視している。会社の多様な活動グループと密接に連携しながら、定期的な健康促進および社会活動が提供されている。職場環境委員会は会社の職場環境を肯定的に評価している。従業員調査は2014年に実施される予定である。

通勤または出張に関連して、勤務時間中の事故または深刻な怪我の届出はなされていない。会社はノルウェー労働監督局に対し、事故または怪我の報告をしていない。人事部および従業員は、オンラインでの人事管理および健康・安全性・環境(HSE)マニュアルの立上げに共同で取り組んできた。

病欠による欠勤率は、2012年が2.08%であったのに対し、2013年は4.3%であった。かかる増加は、会社の職場環境とは関連がない長期の休職によるものである。会社は継続的にHSE、病欠の防止および経過観察に取り組むとともに、従業員が可及的速やかに職場復帰できるよう尽力している。

当期利益処分

取締役会は、2013年の当期利益につき、株主に普通配当として357百万クローネを支払い、716百万クローネを剰余金に移行することを提案している。

(5) 経理の状況

2013年度財務書類

※従業員給付 (IAS第19号)に係るIFRSの改訂が2013年1月1日から施行されたことに伴い、2013年度年次報告書においては、2012年度の数値を組替再表示しているため、2013年度財務書類における2012年度の数値は、2012年度財務書類に記載された2012年度の数値とは一部異なっている。

損益計算書

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日 に終了した1年	2012年12月31日 に終了した1年
利息収益	5,776	6,871
利息費用	4,142	4,839
純利息収益	1,634	2,032
サービス料および手数料	22	21
金融商品に係る未実現純利益／(損失)	(68)	671
純トレーディング収益	58	29
その他営業収益合計	(32)	679
給与および一般管理費	82	84
固定資産の減価償却	4	4
その他の費用	20	19
営業費用合計	106	107
税引前利益	1,496	2,604
利益に係る税金	414	728
当期利益	1,083	1,876

包括利益計算書

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日 に終了した1年	2012年12月31日 に終了した1年
当期利益	1,083	1,876
その他の包括利益		
損益計算書において再分類されることのない項目		
確定給付制度に係る保険数理による利益／(損失)	(13)	18
このうち税金	(3)	5
その他の包括利益合計	(10)	13
当期包括利益合計	1,073	1,889

貸借対照表

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産		
金融機関向債権	5,257	5,940
分割返済付貸付金	243,114	221,996
ノート、債券およびその他利付証券	101,696	102,223
金融デリバティブ	11,806	18,780
その他の資産	44	15
資産合計	361,918	348,953
負債および資本		
金融機関からの負債	3,656	6,041
コマーシャル・ペーパー	0	363
債券発行	329,139	317,108
金融デリバティブ	18,559	15,568
その他の負債	36	33
当期税金負債	440	576
繰延税金負債	139	168
年金債務	48	32
劣後債務	1,687	1,670
負債合計	353,702	341,558
株式資本	2,145	2,145
剰余金	6,071	5,251
資本合計	8,216	7,395
負債および資本合計	361,918	348,953

資本変動表

2013年			
(単位：百万クローネ)	株式資本	剰余金	資本合計
資本(2013年1月1日現在)	2,145	5,251	7,395
当期利益	0	1,083	1,083
その他の包括利益合計	0	(10)	(10)
株式の発行額	0	0	0
配当金支払額	0	(253)	(253)
資本(2013年12月31日現在)	2,145	6,071	8,216

2012年			
(単位：百万クローネ)	株式資本	剰余金	資本合計
資本(2012年1月1日現在)	1,221	3,362	4,583
当期利益	0	1,876	1,876
その他の包括利益合計	0	13	13
株式の発行額	924	0	924
配当金支払額	0	0	0
資本(2012年12月31日現在)	2,145	5,251	7,395

キャッシュ・フロー表

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日 に終了した1年	2012年12月31日 に終了した1年
営業活動によるキャッシュ・フロー		
受取利息	5,844	7,158
支払利息	(4,036)	(5,051)
サービス料および手数料支払額	(23)	(21)
発行債券買戻しによる収入	58	29
従業員およびサプライヤーに対する現金支払額	(102)	(103)
利益に係る税金支払額	(576)	(442)
顧客向貸付金の支払(純額)	(21,641)	(11,666)
金融機関向債権(増加)／減少額(純額)	(1,840)	(8,928)
ノート、債券およびその他利付証券(増加)／減少額(純額)	6,530	8,974
その他資産(増加)／減少額(純額)	(1)	0
その他の負債増加／(減少)額(純額)	6	(17)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	(15,781)	(10,067)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の(購入)／売却(純額)	(33)	(4)
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	(33)	(4)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
コマーシャル・ペーパー発行による収入	0	362
コマーシャル・ペーパーの返済	(359)	0
債券発行による収入	162,514	98,195
債券の返済	(153,387)	(87,783)
その他借入金の返済	0	(478)
劣後債の返済	(7)	(944)
配当金支払額	(253)	0
払込株式資本金	0	924
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	8,508	10,277
現金および現金同等物の変動額(純額)	(7,306)	206
外国為替差額による影響	7,342	(362)
1月1日現在の現金および現金同等物	(6)	150
現金および現金同等物の変動額(純額)	35	(156)
12月31日現在の現金および現金同等物	29	(6)
合意された期間の通知のない金融機関向債権	29	0
合意された期間の通知のない金融機関からの負債	0	(6)